

公債費負担適正化計画

【第2年度】

～ 『公債費負担適正化計画(初年度)』の進行管理 ～

【初年度】 平成18年度（H19.3）

【第2年度】 平成19年度（H19.9）

会津若松市

目 次

第 1 章 現状確認

第 1 節 計画の進行管理について

- 1 計画の位置づけ …………… 1
- 2 実質公債費比率の算出について …………… 1

第 2 章 進行管理

第 1 節 公債費負担適正化の取り組み状況

- 1 基本方針に基づく取組状況 …………… 2
- 2 その他の取組状況 …………… 2

第 2 節 前年度決算の状況

- 1 実質公債費比率の算出結果 …………… 2
- 2 実質公債費比率の状況 …………… 2
- | | | |
|-----|-----------------------|---|
| 表 1 | 平成 18 年度決算における実質公債費比率 | 3 |
|-----|-----------------------|---|
- | | | |
|-----|---------------|---|
| 表 2 | 初年度計画と算出結果の比較 | 4 |
|-----|---------------|---|

第 3 節 将来推計

- 1 既往債にかかる実質公債費負担の将来推計 …………… 4
- 2 新発債を含めた実質公債費負担の将来推計 …………… 4
- | | | |
|-----|---------------------|---|
| 表 3 | 既往債にかかる実質公債費負担の将来推計 | 5 |
|-----|---------------------|---|
- | | | |
|-----|---------------------|---|
| 表 4 | 新発債を含めた実質公債費負担の将来推計 | 6 |
|-----|---------------------|---|
- 3 初年度計画の進行状況 …………… 7
- | | | |
|-----|-------------------|---|
| 表 5 | 初年度計画と第 2 年度計画の比較 | 7 |
|-----|-------------------|---|

第 4 節 今後の公債費等適正化にあたっての方針 …………… 7

第1章 現状確認

第1節 計画の進行管理について

1 計画の位置づけ

本市では、平成17年度決算における実質公債費比率が18.7%となり、地方債発行の協議制移行の基準値18%以上となったことから、平成18年度に『公債費負担適正化計画』（以下、「初年度計画」という。）を策定し、公債費負担適正化に向けた基本方針を定めたところです。

平成19年度においても、平成18年度決算における実質公債費比率が引き続き18%以上となっており公債費負担の適正化が必要であることから、『公債費負担適正化計画【第2年度】』（以下、「第2年度計画」という。）を策定し、初年度計画の進行管理を行うものです。

2 実質公債費比率の算出について

実質公債費比率については、平成18年度決算から算出方法の変更があり、下記の計算式により算出されることとなりました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{cccccc} + & + & + & + & + & + & - \\ \text{公債費充当一般財源等額（普通会計）} \\ \text{「借換債」に係る公債費充当一般財源等額} \\ \text{満期一括償還地方債の1年当たりの公債費} \\ \text{公営企業への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの} \\ \text{一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金} \\ \text{公債費に準ずる債務負担行為に係るもの} \\ \text{一時借入金の利子} \\ \text{基準財政需要額に算入された元利償還金（準元利償還金を含む）} \\ \text{標準財政規模（臨時財政対策債を含む）} \end{array}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債を含む）}}$$

公債費充当一般財源等額（普通会計）

「借換債」に係る公債費充当一般財源等額

満期一括償還地方債の1年当たりの公債費

公営企業への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの

一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金

公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

一時借入金の利子

基準財政需要額に算入された元利償還金（準元利償還金を含む）

標準財政規模（臨時財政対策債を含む）

<変更点>

...公営企業債償還額の控除廃止

...同上

...用地取得の基準が5年以上から、複数年度に変更

元利補給のうち元金補給分の控除廃止

...準元利償還金に相当するものとして新たに加えられた

第2章 進行管理

第1節 公債費負担適正化の取り組み状況

1 基本方針に基づく取組状況

初年度計画において示した基本方針及びの起債発行額の抑制については、平成18年度の予算執行において、新規起債発行額を元金償還額以下に抑制することを基本方針で事業を執行しました。これにより、初年度計画との比較で、普通会計における新規起債発行額を181,100千円抑制することができました。

の基準外繰出金の抑制については、各公営企業の平成18年度決算に伴う決算剰余金により、平成19年度の繰出金の抑制を図りました。基準外繰出金の抑制額については、決算を待つこととなりますが、繰出金として下水道事業83,988千円、農業集落廃水事業34,108千円、個別生活排水事業34,108千円、扇町土地区画整理事業43,445千円、地方卸売市場事業7,223千円、合計202,872千円の削減を図ることができました。

の一部事務組合負担金の抑制、の債務負担行為の慎重な対応については、実質公債費負担の低減に向けて、適切に対処しているところであります。

2 その他の取組状況

銀行等引受資金の金利設定については、従来から、金融機関等による見積もり合わせを実施することにより利率の低減に努めてきましたが、平成18年度の銀行等引受資金の調達からは、従来の手法に加え、上限利率と予定利率を設定することを試みました。

具体的には、予算書に示されている利率の上限を改めて上限利率として明示し、本市が契約を希望する予定利率については、同時期の県証書借入(10年償還)の利率に償還年数の長期化にかかるリスクを加味して設定し、見積もり合わせに際して金融機関等に示したものです。

これにより、初年度計画において3.000%で推計していた利率が、償還期間10年(据置2年)で1.675%、償還期間15年(据置3年)で2.000%という低い利率となり、将来負担の低減を図ることができました。

第2節 前年度決算の状況

1 実質公債費比率の算出結果

平成18年度決算における実質公債費比率について、平成18年度決算からの算出方法の変更などを踏まえた算出結果は、表1のとおりとなりました。

2 実質公債費比率の状況

平成18年度決算における実質公債費比率の状況について、初年度計画での推計と実際の算出結果を比較すると表2のとおりとなり、単年度ごとの実質公債費比率の主な変動要因については以下のとおりです。

表1

平成18年度決算における実質公債費比率

(単位:千円)

区分	項目	内 容	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公債費	公債費充当一般財源		6,083,319	6,091,526	6,222,010
準公債費	公営企業への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの	簡易水道事業	0	0	0
		市場事業	1,624	5,968	5,566
		宅地造成事業	189,830	132,173	70,082
		公共下水道事業	1,035,527	1,045,821	1,161,486
		農業集落排水事業	122,818	126,561	138,302
		特定地域生活排水処理事業	1,864	2,928	4,857
		水道事業	33,404	29,634	53,377
		小計	1,385,067	1,343,085	1,433,670
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	会津若松地方広域市町村圏整備組合	325,868	434,090	437,387
		会津若松地方水道用水供給企業団	51,868	42,315	41,856
		小計	377,736	476,405	479,243
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	土地開発公社に係る償還分	356,659	375,155	213,142
		利子補給に係るもの	15,242	27,579	27,604
		その他国営・県営事業負担金等	215,155	95,886	81,551
		小計	587,056	498,620	322,297
	一時借入金利息	1,974	515	2,206	
	合 計	8,435,152	8,410,151	8,459,426	
交付税措置	基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還金を含む)	3,692,366	3,738,462	3,736,325	
標準財政規模	標準税収入額等	18,275,716	18,387,958	18,488,118	
	普通交付税額	7,627,853	8,086,616	8,394,280	
	臨時財政対策債発行可能額	2,054,240	1,579,538	1,382,121	
実質公債費比率(単年度)			19.5%	19.2%	19.2%
実質公債費比率(3ヵ年平均)					19.3%

表 2

初年度計画と算出結果の比較

実質公債費比率	単年度			3カ年平均
	H16	H17	H18	
初年度計画 (A)	19.1%	19.0%	18.2%	18.8%
算出結果 (B)	19.5%	19.2%	19.2%	19.3%
差 (B - A)	0.4	0.2	1.0	0.5

【平成16年度及び平成17年度】

既に決算済みの年度ではありますが、実質公債費比率算出方法の変更の影響により指数が悪化しました。

平成16年度の指数が大きく悪化した要因は、公債費に準ずる債務負担行為のうち5年未満の用地取得にかかるものが多かったためです。

【平成18年度】

実質公債費比率算出方法の変更の影響としては、次の要因が大きく影響しました。

- ・元利補給のうち元金補給分の控除廃止

実質公債費比率算出方法の変更以外の影響としては、次の要因が大きく影響しました。

- ・公営住宅国庫補助の一般財源化による家賃収入公債費充当額の減少
- ・下水道線出基準の新設による基準内線出金の増加
- ・水道事業会計に対する退職手当負担金、消火栓維持負担金等の控除廃止

第3節 将来推計

1 既往債にかかる実質公債費負担の将来推計

平成18年度決算の確定と平成19年度当初予算から、既往債(平成19年度借入予定額含む)にかかる実質公債費負担の推移を推計すると表3のとおりとなります。

なお、初年度計画での将来推計において平成24年度に18%を下回っていたものが、平成25年度にならないと下回らない推計となりますが、これは初年度計画での既往債が平成18年度借入予定額までであるのに対し、第2年度計画での既往債が平成19年度借入予定額を含むことによるものです。

また、推計にあたっての諸条件は、実質公債費比率算出方法の変更や平成18年度決算の確定による影響を加味しましたが、基本的な条件は初年度計画と同様です。

2 新発債を含めた実質公債費負担の将来推計

既往債にかかる実質公債費負担の将来推計に、平成20年度以降の新発債を含めた実質公債費負担の推移を推計すると表4のとおりとなります。

< 次年度以降に地方債を発行しないと仮定した、既往債のみによる実質公債費負担の将来推計 >

各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)
公債費充当一般財源等額(繰上償還額- 公営企業債償還額 及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	6,091,526	6,222,010	6,317,324	6,445,356	6,197,017	5,996,986	5,954,095	5,556,356	5,224,821	4,439,762	3,777,362
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額- 公営企業債償還額 及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)											
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「」欄の数値を転記)											
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,343,085	1,433,670	1,440,578	1,494,864	1,434,144	1,400,053	1,328,225	1,202,704	1,153,967	1,121,210	1,096,174
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	476,405	479,243	477,326	464,683	456,215	449,845	439,582	315,076	239,712	147,164	136,738
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	498,620	322,297	438,260	410,485	560,222	348,090	265,476	255,754	231,415	179,086	150,418
一時借入金の利子	515	2,206	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額(準公債費分を含む)	3,738,462	3,736,325	3,890,408	3,953,853	4,020,133	3,992,605	3,793,486	3,621,774	3,503,677	3,338,108	2,902,334
標準財政規模【前年度据え置き】	28,054,112	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589
標準財政規模【見込み】	28,054,112	28,264,519	27,921,764	27,780,764	27,639,764	27,498,764	27,357,764	27,216,764	27,075,764	26,934,764	26,793,764

実質公債費比率(単年度)【標財前年度据え置き】	19.21268%	19.25575%	19.63713%	20.01109%	19.10034%	17.32729%	17.15166%	15.06088%	13.52756%	10.23980%	8.91745%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)【標財前年度据え置き】		18.7%	19.3%	19.3%	19.6%	19.5%	18.8%	17.8%	16.5%	15.2%	12.9%
実質公債費比率(単年度)【標財見込み】	19.21268%	19.25580%	19.91727%	20.41743%	19.60562%	17.89181%	17.81171%	15.72972%	14.20980%	10.81688%	9.46644%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)【標財見込み】		18.7%	19.3%	19.4%	19.8%	19.9%	19.3%	18.4%	17.1%	15.9%	13.5%

1 には、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)を計画策定年度の前年度決算額と同額を据え置いた額を記入し、'には、各団体の判断に基づく見込額を記入すること。

2 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)の記入に注意すること(【例】平成18年度決算における実質公債費比率(H16、H17、H18の3ヶ年度の平均)は平成19年度の欄に記入すること(財政健全化計画との違いに注意すること))。

3 昨年度から引き続き許可団体となった団体の計画策定年度は平成18年度とすること。

< 次年度以降の事業による地方債の発行を勘案した実質公債費負担の将来推計 >

各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)
公債費充当一般財源等額(繰上償還額- 公営企業債償還額 及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	6,091,526	6,222,010	6,317,324	6,445,356	6,314,076	6,224,428	6,292,180	6,314,640	6,316,117	5,881,392	5,518,058
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額- 公営企業債償還額 及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)											
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「」欄の数値を転記)											
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,343,085	1,433,670	1,440,578	1,494,864	1,455,567	1,447,583	1,400,120	1,301,133	1,273,854	1,285,692	1,306,845
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	476,405	479,243	477,326	464,683	456,215	449,845	439,582	315,076	239,712	147,164	136,738
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	498,620	322,297	438,260	440,413	598,500	425,695	341,600	330,395	304,571	250,760	220,611
一時借入金の利子	515	2,206	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309	3,309
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額(準公債費分を含む)	3,738,462	3,736,325	3,890,408	3,953,853	4,073,984	4,101,656	3,956,521	3,940,377	3,946,873	3,928,876	3,625,560
標準財政規模【前年度据え置き】	28,054,112	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589	28,264,589
標準財政規模【見込み】	28,054,112	28,264,519	27,921,764	27,780,764	27,639,764	27,498,764	27,357,764	27,216,764	27,075,764	26,934,764	26,793,764

実質公債費比率(単年度)【標材前年度据え置き】	19.213%	19.256%	19.637%	20.134%	19.651%	18.413%	18.596%	17.777%	17.233%	14.955%	14.449%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)【標材前年度据え置き】		18.7%	19.3%	19.3%	19.6%	19.8%	19.3%	18.8%	18.2%	17.8%	16.6%
実質公債費比率(単年度)【標材見込み】	19.213%	19.256%	19.917%	20.543%	20.172%	19.016%	19.316%	18.578%	18.119%	15.820%	15.366%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)【標材見込み】		18.7%	19.3%	19.4%	19.9%	20.2%	19.9%	19.5%	18.9%	18.6%	17.5%

- 1 には、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)を計画策定年度の前年度決算額と同額を据え置いた額を記入し、'には、各団体の判断に基づく見込額を記入すること。
- 2 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)の記入に注意すること(【例】平成18年度決算における実質公債費比率(H16、H17、H18の3ヶ年度の平均)は平成19年度の欄に記入すること(財政健全化計画との違いに注意すること))。
- 3 昨年度から引き続き許可団体となった団体の計画策定年度は平成18年度とすること。

3 初年度計画の進行状況

新発債を含めた実質公債費負担の将来推計について、初年度計画と第2年度計画を比較すると表5のとおりとなります。

実質公債費比率は、初年度計画での推計どおり平成27年度に18%を下回る見込みです。

なお、平成19～23年度において初年度計画より悪化する見込みなのは、平成18年度決算に基づく指数が悪化した要因と同様に、次の要因によるものです。

- ・実質公債費比率算出方法の変更
- ・公営住宅国庫補助金の一般財源化による家賃収入の公債費充当額の減少
- ・下水道繰出基準の新設による基準内繰出金の増加
- ・水道事業会計に対する退職手当負担金、消火栓維持負担金等の控除廃止

特に、平成22年度における実質公債費比率(3カ年平均)が20.2%を超えたのは、水道事業会計に対する退職手当負担金の控除廃止の影響によるものです。

また、平成24～27年度について初年度計画より改善する見込みなのは、次の要因によるものです。

- ・平成18年度銀行等引受資金の金利設定方法の変更による利率の低減
- ・平成18年度新規起債発行額の抑制

表5

初年度計画と第2年度計画の比較

(単位：%、ポイント)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
初年度計画 (A)	単年度	19.0	18.2	19.6	20.0	19.1	19.4	19.3	18.7	18.2	15.8	14.6
	3カ年平均		18.7	18.8	18.9	19.3	19.6	19.5	19.3	19.1	18.7	17.6
第2年度計画 (B)	単年度	19.2	19.2	19.9	20.5	20.1	19.0	19.3	18.5	18.1	15.8	15.3
	3カ年平均		18.7	19.3	19.4	19.9	20.2	19.9	19.5	18.9	18.6	17.5
比較(B-A)	単年度	0.2	1.0	0.3	0.5	1.0	0.4	0.0	0.2	0.1	0.0	0.7
	3カ年平均		0.0	0.5	0.5	0.6	0.6	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1

第4節 今後の公債費等適正化にあたっての方針

第3節における検証により、現在のところ初年度計画のとおり平成27年度には、実質公債費比率が18%を下回る見込みとなりました。

よって、今後も初年度計画に従って、公債費負担の適正化を行っていきます。

【公債費負担適正化基本方針】(初年度計画再掲)

一般会計における平成 19 年度から平成 21 年度までの市債発行額は、国の制度改正の影響を受ける赤字補てん分(臨時財政対策債等)を除き、すでに公表した中期財政見通しで設定した額を上限とします。また、それ以降においては、平成 27 年度までに実質公債費比率が 18% 未満となるよう、中期財政見通しにおいて市債発行額の上限額を定めます。

市債を伴う事業の実施にあたっては、緊急性・必要性の観点及び他事業との優先性に十分留意しながら、毎年度策定する中期財政見通しを基本とした財政運営のなかで、実施時期の検討及び事業費の十分な精査を行います。

実質公債費比率に関係する各特別会計については、公営企業として独立採算を原則としていることを再認識し、会計内における歳入の確保や事業費の抑制等により、経営の健全化に努めるとともに、基準外繰出金の抑制を図ります。

一部事務組合における今後の施設整備にあたっては、実施の時期や施設規模の検討、事業費の十分な精査など、負担金抑制に向けた取組みを促進します。

債務負担行為の設定は後年度の財政負担を拘束することに留意し、今後の債務負担行為設定にあたっては、その必要性を十分精査しながら慎重に対応します。